

現場説明事項・施工条件明示事項

この現場説明事項・施工条件明示事項は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.3.5、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）1.3.3 による「施工条件」の特記事項である。

また、工事を進めるにあたり、「長野県営繕工事の手引き（長野県建設部施設課）」を活用すること。

○印の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

1 工程関係

・本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

・本工事に近接・競合する工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

○本工事概要は「MS-002、003」に記載。

本工事の現場作業は、原則として下記の期間に限り実施すること。

- ・施工可能期間：令和9年2月18日（木）～令和9年6月1日（火）（企画展示休止期間）
- ・詳細な工程については、施設管理者と協議のうえ決定すること。

○本工事は執務並行型の工事である。

○施工時間

作業時間は、あらかじめ施設管理者および監督員と協議を行うこと。（原則は午前8時30分から午後5時とするが、施設側の状況や要望により時間及日時に制限がかかる場合がある。）

また、騒音・振動作業については、施設の特性を理解したうえで最大限配慮を行うこと。

2 用地関係

→施工に必要な仮用地

3 安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他者に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

※交通誘導警備員は、施設管理者等からの要請又は施工条件に変更が生じた場合を除き、原則として設計変更の対象としない。(任意仮設)

~~→王事期間中一延べ〇〇人の交通誘導警備員とし、設計変更の対象とする。(指定仮設)~~
~~→交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置する。(指定仮設)~~

② 安全施設

※発注者が想定している仮設(ゲート、仮囲い、仮設間仕切り壁等)については、「図MS-002、A-001、002」に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。(任意仮設)

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには設計変更の対象とする。

~~→仮設(ゲート、仮囲い、仮設間仕切り壁等)については、図〇〇〇に示したとおりとする。(指定仮設)~~

4 工事用道路関係

・現場への工事関係車両の入退場は以下の路線から行う。

路線名：敷地北側市道

~~→以下の路線は、大型車両の通行にあたっては制限があるため、受注者にて所轄警察署にて通行の許可を受けること。~~

路線名：

5 仮設備関係

~~特記仕様書において、監督員事務所を設けることになっている場合は、以下の規模・仕様とする。~~

~~→大きさ 〇〇㎡程度(会議室を兼ねる)~~

~~→備品 〇〇台(打合せ用長机程度)~~

~~→椅子 〇〇脚(パイプ椅子程度)~~

~~→エアコン 式~~

~~→その他~~

~~なお、監督員事務所の維持管理については、王事受注者の責務において行う。~~

6 建設副産物関係

~~→本王事の建設発生土は、次の場所に搬出すること。~~

~~受入場所：－~~

~~受入不適なもの：－~~

~~受入期間：－~~

~~運搬距離：－~~

~~その他特記事項：－~~

~~本受入場所は、発注段階で暫定的に指定したものであるが、受入場所を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、受注者の都合により受入場所を変更した場合は、原則として設計変更の対象としない。~~

なお、本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づく再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明すること。

また、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告すること。

~~→現場内に車両重量計（トラックスケール）を設置し、建設副産物の積載前後の重量を計測すること。
最終的な建設副産物の数量にて設計変更を行う。~~

7 生産性向上技術の活用関係

~~→本工事は、「建築工事における情報共有システム活用試行対象工事」である。情報共有システムを導入するにあたっては、「建築工事における情報共有システム活用試行要領（長野県建設部建築住宅課）」に基づき実施すること。~~

~~試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/asp.html>~~

~~→本工事は、設計業務成果品の一部をBIMデータにより作成している。発注者は、工事の契約締結後に設計業務成果品の設計BIMデータについて説明するBIM伝達会議を開催する。受注者が希望する場合、設計BIMデータのうち受注者が活用することとしたものを貸与することができる。~~

8 ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス

※この工事は、ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス実施対象工事である。

- ① 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。また、受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- ② 「ウィークリースタンス」とは、受発注者間で効率的かつ計画的に工事・業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果物の品質確保と、ワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的とする。「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者間で十分な意思疎通を図り、取組を行うとともに、取組内容については施工計画書に記載すること。

実施要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/weeklstance.html>

9 伝わる工事標示板試行要領について

※本工事は、「伝わる工事標示板試行要領」の適用工事である。工事契約後、すみやかに事前協議を行い、受発注者協議が整った場合、本試行の対象工事とする。

(参考)「伝わる工事標示板試行要領」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/tsutawaru/tsutawaru.html>

10 多様な働き方について

※本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提に工期を設定している。受注者は工事着手前に、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を提出する。週休2日以外の働き方を希望する場合は、受注者は、施工期間、施工時間等について、監督職員と協議の上、実施するものとする。

また、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。なお、本工事の週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1) 対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、週ごとに2日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。

(2) 受注者は、次の取組については、(1)が達成できない場合でも取り組むものとする。

①対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。ただし、歴上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合において、(1)で指定した曜日を現場閉所日とした場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を「土曜日(又は日曜日)及び(1)で指定した曜日」((1)で指定した曜日が2日とも土曜日及び日曜日以外の場合は、「(1)で指定した曜日」とする。

②対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上となるよう現場閉所を行う。

(3)「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

11 その他

① 保険

受注者は、以下の保険に加入すること。

※工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険（建設工事保険、組立保険、火災保険）。なお、保険金額は、請負金額以上とする。

※工事作業員・作業員の身体傷害を填補する保険（法定外労災補償）。

法定外の労災保険への付保状況について、受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものにより、監督員の確認を受けなければならない。

~~→ 工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険（請負業者賠償責任保険）。→~~

② ~~部分引渡し~~

~~→ 工事の完成に先だって引渡しを受ける部分（指定箇所）は、図〇〇に示す箇所とし、その時期は〇〇〇とする。→~~

~~→ 共通費実態調査~~

~~→ 本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。→~~

~~→ なお、調査票は、以下に掲載している。→~~

~~→ 調査票：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html~~

③ 工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

○建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注機関の長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。